

大小姓

氏姓、必受之天子、而所謂名字、皆出於私稱、不可與古氏相混、讀者宜辨別焉、

〔倭訓栞前編四〕字うち 古へ大氏小氏の別あり、天智紀に見えたり、

〔姓序考〕氏上

氏とは源平藤原秦などのたぐひのものを云り、其氏に大氏小氏のけぢめあり、それを云は、阿倍氏孝元天皇皇子は大氏なり、是より別れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿倍陸奥、阿倍安積、阿倍

信夫、阿倍柴田、阿倍會津、安倍猿島、阿倍久努、阿倍小殿、和安部等はみな小氏なり、又物部氏神饑速大彦命之後

後は大氏なり、自是別れたる物部肩野、物部韓國、物部飛鳥、物部門、物部多藝、物部石上、物部射園、物部淨志、物部海、物部鏡、物部匣瑳、物部中原、贊田物部、相槻物部、坂戸物部、二田物部等みな小氏なり、小氏は大氏にまがへるもの也、

○按ズルニ、氏ノ大小ハ、其族ノ廣狹ヲ以テ別ツモノアリ、宜シク次下引ク所ノ天智紀、古語拾遺等ヲ參考スベシ、

〔日本書紀天智十七〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增、換冠位、位階名、及氏上、民部家部等事、中其大氏。之氏上賜大刀、小氏。之氏上賜小刀、

〔日本書紀三十四〕四年四月庚申、詔曰、百官人及畿内人、有位者限六年、無位者限七年、以其上日、選定九等、四等以上者、依考仕令、以其善最功能、氏姓。大小、量授冠位、

〔古語拾遺〕至于淨御原朝、武改天下萬姓、而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以大刀、其三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、其四曰忌寸、以爲秦漢二氏及百濟文氏等之

姓、蓋與齋部共預齋職事、因以爲姓也、今東西文氏獻祓大刀、蓋亦此之緣也、

〔新撰姓氏錄序〕今依見進以類詮矣、本其元生、則有三體、中天神地祇之胃、謂之神別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃、所以別同異、序前後、是爲三體也、

姓有三別